

令和3年度佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業審査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業の採択事業及び採択事業者（以下「採択事業等」という。）の選定を審査するため、必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 審査は、佐賀市中小企業・小規模企業生産性向上推進支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員における一次審査及び審査会での二次審査とする。

- 2 一次審査は、別表1及び別表2に基づく審査を行い、委員の評価結果をもって順位を決める。
- 3 二次審査は、前項による順位の上位の者から、審査委員会事務局が予算額を勘案して選定した前項の順位の上位の者によるプレゼンテーション審査とする。
- 4 二次審査は、別表1及び別表3に基づく審査を行い、順位を決定する。

附 則

この要領は、令和3年度分の補助金に適用する。

別表1 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
目的 妥当性	<ul style="list-style-type: none">・目的が本補助事業の趣旨に沿ったものになっているか。・デジタル技術の活用が十分になされているか。	10
	<ul style="list-style-type: none">・生産性の向上に寄与する内容か。・単年ではなく、今後も生産性の向上が見込まれるか。	10
	<ul style="list-style-type: none">・顧客ニーズに合い、売上高の向上が見込まれるか。・既存顧客に留まらず、新規顧客の獲得に貢献するか。・業務効率化により、コスト削減や生産性向上が見込まれるか。	10
実行性	<ul style="list-style-type: none">・成果目標が妥当且つ実現可能なものになっているか。	10
	<ul style="list-style-type: none">・具体的な目標となっているか。(数値化されているか)	10
	<ul style="list-style-type: none">・具体的な実施内容が、取組目的に沿ったものになっているか。	10
革新性	<ul style="list-style-type: none">・販売促進、経営、業務方法にかかる革新性があるか。	30
	<ul style="list-style-type: none">・技術的革新性があるか。	10
合計		100

別表2 一次審査 評価基準

評価	A	B	C	D	E
	特に 優れている	優れている	妥当である	十分では ない	劣っている
点数	10点	8点	5点	3点	1点

- 1 別表2の審査項目ごとに5段階で評価し、評点を行う。
- 2 別表2の配点が30の項目は、別表3の点数に係数3を乗じるものとする。
- 3 評点の合計が同点の場合は、A評価の数が多い者から上位とし、A評価の数と同数である場合は、B評価の数が多い順とする。
- 4 満点の5割未満の評点となった者は、予算の範囲内であっても事業の選定から除外する。

別表3 二次審査 評価基準

評価	特に 優れている	優れている	妥当である	十分では ない	劣っている
点数	9~10点	6~8点	4~5点	2~3点	1点

- 1 別表2の審査項目ごと再評価し、各項目の配点を満点とした点数付けを行う。
- 2 別表2の配点が30の項目は、別表3の点数に係数3を乗じるものとする。
- 3 評点の合計が同点の場合は、審査委員の協議により順位を決定する。